

(平成27年2月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

厚生年金関係 15 件

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 15230

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年8月25日は3万9,000円、16年2月25日は5万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る賞与の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び平成20年にA社から提出された元従業員に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（平成15年8月25日は3万9,000円、16年2月25日は5万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は無く、事情は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 15231

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を1万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和61年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月25日

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び預金通帳の写し並びに平成20年にA社から提出された元従業員に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（1万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は無く、事情は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年8月25日は19万1,000円、16年2月25日は32万3,000円、同年8月25日は31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月  
② 平成16年2月  
③ 平成16年8月

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及び平成20年にA社から提出された元従業員に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は19万1,000円、申立期間②は32万3,000円、申立期間③は31万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賞与の支給日については、前述の賃金台帳に記されている支給日から、申立期間①は平成15年8月25日、申立期間②は16年2月25日、申立期間③は同年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、A社は、平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の貸金台帳は無く、事情は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和33年10月29日に、資格喪失日に係る記録を34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月29日から34年10月1日まで

同僚の年金記録を訂正することになった旨の文書が年金事務所から届き、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、同社D工場から同社C工場に勤務場所が変更になった時期であるが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、同社の回答並びに同社を含む同社のグループ会社の年金記録を管理しているとするE共済会の担当者及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、申立人について、申立期間直後の昭和34年10月1日から43年9月29日までの期間はA社C工場における被保険者期間となっていたが、当該期間に係る脱退手当金が支給されていることから、申立人の同社C工場における資格取得日を33年10月29日に、資格喪失日を34年10月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和34年10月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、当該保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15234

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和26年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月30日から同年8月1日まで

同僚の年金記録を訂正することになった旨の文書が年金事務所から届き、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間はA社C工場から同社D工場に転勤した時期だが、退職することなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、同社の回答及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社から提出されたA社D工場に係る「健康保険厚生年金保険被保険者台帳記号番号並に標準報酬等級決定通知書」において、申立人の被保険者資格取得日が昭和26年8月1日と記されているところ、B社の担当者が、「転勤先の工場に着任した日を当該工場における資格取得日として届出するので、申立人は昭和26年8月1日にA社D工場に着任し勤務を開始したと考えられる。」旨陳述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和26年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（福井）厚生年金 事案 15235

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月 1 日から 16 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を年金事務所に確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が10万4,000円と記録されており、実際の給与支給額と相違していることが分かった。

申立期間の一部に係る給与明細書等の資料を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年1月から同年8月までの期間及び同年10月から16年1月までの期間の標準報酬月額記録については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成15年9月の標準報酬月額記録については、給与明細書は無いものの、申立人から提出された平成15年分給与所得の源泉徴収票、同年の賞与明細書、前述の給与明細書及び給与振込口座に係る預金通

帳の記録により推認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成16年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、申立期間後に同社の事業主となっている者も、申立期間当時の関係資料を引き継いでおらず不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年4月27日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を6年4月から同年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成9年12月1日から10年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記訂正後の標準報酬月額（47万円）を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成10年10月1日から18年6月1日までの期間及び同年7月1日から20年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、10年10月から11年8月までは47万円、同年9月から15年3月までは41万円、同年4月から同年11月までは47万円、同年12月から16年8月までは41万円、同年9月から17年8月までは26万円、同年9月から18年5月まで及び同年7月から19年5月までは24万円、同年6月から20年8月までは10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月27日から20年9月1日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給料支給額より低く記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を、実際の給料支給額に見合った額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年4月27日から10年10月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額は、当初、6年4月から同年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは47万円と記録されていたところ、同年4月9日付けで、6年4月27日に遡って9万8,000円に減額訂正されている。

また、オンライン記録によると、申立人以外に、事業主及び元同僚（いずれも取締役）二人についても、申立人と同様に平成10年4月9日付けで、6年4月16日に遡って標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、前述の遡及訂正が行われた当時、同社は社会保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、商業登記簿の記録によると、申立人は、申立期間にA社の取締役であったことが認められるが、同社の社会保険担当者及び元同僚は、「申立人は、B業務を担当しており、社会保険事務には関与していなかった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年4月9日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た6年4月から同年9月までは44万円、同年10月から10年9月までは47万円に訂正することが必要である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成9年12月1日から10年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めていることから、当該期間について、事業主はオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成10年10月1日から20年9月1日までの期間については、上記遡及訂正処理後の期間に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により9万8,000円と記録されているところ、当該決定について遡及訂正処理をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えないことから、特例法に基づき標準報酬月額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成10年10月1日から13年9月1日まで、同年11月1日から14年6月1日まで、同年7月1日から同年11月1日まで、同年12月1日から15年2月1日まで、同年3月1日から16年2月1日まで、同年3月1日から同年8月1日まで、同年11月1日から17年5月1日まで、同年7月1日から同年8月1日まで、同年12月1日から18年1月1日まで、同年3月1日から同年6月1日まで、同年7月1日から同年8月1日まで、同年11月1日から19年7月1日まで及び同年12月1日から20年9月1日までのそれぞれの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書及び事業所から提出された賃金台帳により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、10年10月から11年8月までは47万円、同年9月から13年8月まで、同年11月から14年5月まで、同年7月から同年10月まで、同年12月から15年1月まで及び同年3月は41万円、同年4月から同年11月までは47万円、同年12月から16年1月まで及び同年3月から同年7月までは41万円、同年11月から17年4月まで及び同年7月は26万円、同年12月、18年3月から同年5月まで、同年7月及び同年11月から19年5月までは24万円、同年6月及び同年12月から20年8月までは10万4,000円とすることが妥当である。

また、当該期間のうち、申立人が給料支払明細書を所持していない平成13年9月1日から同年11月1日まで、14年6月1日から同年7月1日まで、同年11月1日から同年12月1日まで、15年2月1日から同年3月1日まで、16年2月1日から同年3月1日まで、同年8月1日から同年11月1日まで、17年5月1日から同年7月1日まで、同年8月1日から同年12月1日まで、18年1月1日から同年3月1日まで、同年8月1日から同年11月1日までの期間及び19年7月から同年12月1日までの期間については、前述の給料支払明細書及び賃金台帳並びにA社から申立人の預金口座に振り込まれた入金額から判断すると、当該期間についても、それぞれ各月の前後の期間と同額の報酬を受け、当該報酬から前後の期間と同額の厚生年金保険料を控除されていたものと推認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、前述のとおり推認できる申立人の厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、13

年9月から同年10月まで、14年6月、同年11月、15年2月、16年2月及び同年8月は41万円、同年9月から同年10月まで、17年5月から同年6月まで及び同年8月は26万円、同年9月から同年11月まで、18年1月及び同年2月並びに同年8月から同年10月までは24万円、19年7月から同年11月までは10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めている上、オンライン記録における標準報酬月額が上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、当該期間のうち、平成10年10月1日から18年6月1日までの期間及び同年7月1日から20年9月1日までの期間について、事業主はオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、当該期間のうち、平成18年6月1日から同年7月1日までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 15237

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、8万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 2 日

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳及びA社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳に記されている厚生年金保険料控除額から、8万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15238

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成20年12月25日は10万9,000円、21年12月25日は5万円、22年9月15日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月25日  
② 平成21年12月25日  
③ 平成22年9月15日

同僚の年金記録の回復が行われた旨のお知らせが年金事務所から届いたことにより、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社のB店に正社員のC業務スタッフとして従事し、賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、D銀行から提出された申立人に係る取引推移一覧表から、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、申立期間①及び②について、E市F区役所から提出された申立人に係る平成20年分及び21年分に係る給与支払報告書に記載されている各年分の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額から推計した各年分の社会保険料額を上回っていることが確認できる。

さらに、申立人と同職種である同僚から提出された申立期間①及び②に係る賞与支払明細書により、当該同僚は、賞与額に見合う厚生年金保険料を控除さ

れていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、前述の取引推移一覧表、同僚の賞与支払明細書及び前述の給与支払報告書により推認した賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成20年12月25日は10万9,000円、21年12月25日は5万円とすることが妥当である。

申立期間③について、D銀行から提出された申立人に係る取引推移一覧表から、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、申立期間③について、前述の取引推移一覧表に記されている振込額及び当該額を基に推計した賞与支給額は、同僚から提出された賞与支払明細書に記されている差引支給額及び賞与支給額と一致している上、A社の社会保険担当者は、「申立期間③について、申立人の賞与支給額は同僚と同じ10万円であったと思う。」旨陳述している。

さらに、前述の申立人と同職種である同僚から提出された申立期間③に係る賞与支払明細書により、当該同僚は、賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、前述の取引推移一覧表、同僚の賞与支払明細書並びに事業所の社会保険担当者の陳述により推認した賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料を保管しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降にあっては、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B工場）における資格取得日に係る記録を昭和38年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで  
年金事務所から送付された年金記録により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社本社から同社B工場へ転勤となった時期に当たるが、当該期間も同社に継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人及びA社から提出された人事資料並びに同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（A社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社から提出された申立人に係る辞令書の発令日が昭和38年9月21日であるところ、申立人は、「辞令発令後、数日中にB工場に異動したので、申立期間は同工場に勤務していた。」旨陳述していること等から判断すると、同年9月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B工場）における昭和38年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は、納付したかは不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15240

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで  
年金事務所からの照会文書により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社からB社に移籍となった時期と重なるが、昭和47年3月31日までA社に勤務し、休むことなく同年4月1日からB社に勤務したので、申立期間について、被保険者記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に、厚生年金保険の被保険者資格を昭和47年3月31日に喪失しており、同日まで同社に勤務していたとする同僚から提出された申立期間に係る給料明細書を見ると、同年3月の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、後継事業所であるC社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年4月20日

私の勤務するA社が、平成22年の賞与支払届を年金事務所に提出していなかったことに今年（平成26年）になって気づき、遅れて賞与支払届を提出したところ、私以外の従業員は、届出の賞与について年金額に反映する記録とされたが、私については、同社における役員歴があることを理由に、年金額に反映しない記録とされた。

しかし、その役員歴については名義だけのもので、申立期間においては役員業務に就いておらず、役員就任期間も申立期間以前である。また、申立期間当時においては、経理や社会保険の事務に従事していなかった。

申立期間に係る標準賞与額の記録について、年金額に反映する記録としてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳及びB市役所から提出された市民税・県民税所得回答書により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を失念したとして届出を行っていることから、年金事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15242

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年8月10日、17年8月9日及び同年12月13日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を16年8月10日は17万2,000円、17年8月9日は22万円、同年12月13日は21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成17年8月9日  
③ 平成17年12月13日  
④ 平成18年8月  
⑤ 平成18年12月  
⑥ 平成19年8月  
⑦ 平成19年12月

年金事務所からのお知らせ文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。調査の上、当該期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、同社から当該期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は17万2,000円、17年8月9日は22万円、同年12月13日は21万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④、⑤、⑥及び⑦については、A社に係る商業登記簿から、申立人が平成18年4月1日付けで同社の取締役就任していることが確認できるところ、申立人は、「取締役就任していた期間は、賞与が支給されていなかったと思う。」と陳述している上、同社の事業主も、「平成18年以降、申立人は役員に就任したため、当該期間に係る賞与を支給しておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

このほか、申立期間④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

船舶所有者は、申立人が昭和20年3月1日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA船に係る船員保険の資格喪失日は、同年8月11日であったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年3月は75円、同年4月から同年7月までは140円とすることが妥当である。

また、申立人は、当該期間において、戦時加算対象の海軍甲船員であったことが認められることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月1日から23年11月頃まで

日本年金機構から、A船に係る夫の被保険者資格喪失日が不明の年金記録が見付かった旨のお知らせ及び問い合わせがあり、船舶所有者名及びその所在地を記入した回答書を同機構に返送したところ、その不明の資格喪失日は、資格取得日から1月後の昭和20年4月1日になると説明された。

しかし、B県所有のA船には、資格取得日からC社において厚生年金保険に加入するまでの間、継続して乗船していたと思うので、当該乗船していた申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る船員保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)によると、申立人は、昭和20年3月1日に船員保険被保険者資格を取得しているものの、資格喪失日が空欄となっている被保険者記録が確認できるとともに、申立人に係る船員保険被保険者名簿が見当たらないことから、申立人について、社会保

険事務所の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

また、D組織が保管する申立人に係る人事記録及び同組織の回答により、申立人は、昭和20年3月1日に海軍徴用船であるA船に海軍甲船員となり、同年8月10日に同職を解嘱されたことが確認できる。

さらに、海軍甲船員であった期間のある者について、日本年金機構では、海軍徴用期間を明らかにすることができる書類を船員保険老齢年金裁定請求書に添付することにより、当該期間を被保険者期間として追加し、戦時加算の対象とする取扱いを行っている。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和20年3月1日に船員保険被保険者資格を取得し、同年8月11日に資格を喪失したと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る旧台帳において確認できる被保険者資格の取得時等級（7等級）の記録から、昭和20年3月は75円、同年4月から同年7月までは140円とすることが妥当である。

また、申立人は、昭和20年3月1日から同年8月11日までの期間において、戦時加算対象の海軍甲船員であったことが認められることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月11日から23年11月頃までの期間については、B県は、「現在保存している当時の人事記録は不完全なため、申立人については分からない。」旨陳述していることから、申立人が船員保険に加入していたことを確認できる関連資料や陳述を得ることはできない。

また、A船に係る船員保険被保険者名簿に記載されている同僚30人の連絡先を調査し、住所が判明した同僚1人に照会を行ったが、回答を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15244（京都厚生年金事案 584 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人のA組織における船員保険被保険者の資格取得日は、昭和20年3月12日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年3月は140円、同年4月から21年3月までは220円とすることが必要である。

また、申立人は、昭和20年3月から同年7月までの期間において、戦時加算の該当船舶であるB船に乗船していたことが認められることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月15日から21年4月1日まで

C社に勤務した期間のうち、船員保険の加入記録が無かった昭和19年11月15日から21年3月31日までの期間について、年金記録確認第三者委員会へ申立てを行ったが、記録を訂正することができないとの通知を受けた。

今回、年金事務所に私の年金記録を開示請求し記録を確認したところ、私の船員保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）及びC社に係る船員保険被保険者名簿の資格取得日欄に記載されていないことが分かった。このことは、現存する当該旧台帳及び被保険者名簿以外に古い物が存在する可能性があると思われるので新たに調査していただき、B船に乗り組んでいた期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持している船員手帳の記載により、申立期間のうち昭和21年1月13日から同年3月31日までの期間において申立人がC社で勤務していたこと、及び申立期間当時の同僚が記載した同船証明書及び同僚の陳述から、申立期間のうち20年3月から同年5月までC社の所有船舶であるB船にD職として勤務していたことは推認できるが、i) 船員手帳の記載内容及び同僚の陳述等から、申立人の給与から船員保険料が控

除されていた事実は確認できないこと、ii) C社は昭和21年に解散し、当時の事業主も既に死亡しており、申立てに係る事実を確認することができないこと、iii) 申立人が記憶している同僚及びほかの複数の同僚からも、申立人の申立期間における保険料控除がうかがえる陳述が得られないこと、iv) 社会保険事務局(当時)に保管されているC社に係る船舶別船員保険被保険者名簿の船舶名において、申立人が当時乗船したと記憶する船舶名は確認できないこと等を理由として、既に年金記録確認京都地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成21年3月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私の旧台帳及びC社に係る船員保険被保険者名簿の資格取得日欄が記載されていないことが分かった。このことは、現存する旧台帳及び被保険者名簿以外に古いものが存在する可能性があると思われるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。」旨陳述している上、年金事務所に対し開示請求を行った申立人に係る旧台帳等を新たな資料として当委員会に提出している。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、申立人に係る旧台帳及び船員保険被保険者名簿等記録の管理状況について調査を行ったところ、申立人に係る旧台帳のC社における加入期間の始期に当たる記載は無い。

また、C社に係る船員保険被保険者名簿についても、旧台帳と同様に、申立人の資格取得日に係る記載は無く、申立人について、社会保険事務所(当時)の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、B船に乗り組んだ日について、「私は、大空襲の前日に、E訓練所等の訓練後、B船に初めて乗った。」として具体的に記憶しており、当該記憶と文献の記録とが一致していることから、申立人は、B船には昭和20年3月12日に乗り組んでいたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA組織における船員保険被保険者の資格取得日は、申立人がB船に乗り組んだ昭和20年3月12日であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る旧台帳の記録から、昭和20年3月は140円、同年4月から21年3月までは220円とすることが妥当である。

また、戦時加算該当船舶名簿によると、B船は、昭和19年1月1日から20年7月16日までの期間は、戦時加算該当船舶であったことが確認できることから判断すると、申立人は、同年3月12日から同年7月16日までの期間について、戦時加算該当期間とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和19年11月15日から20年3月11日までの期間について、申立人は、「昭和19年11月15日に、船員を志願してF市にあったG養成所に入所し、3か月間の研修を受け、その後、すぐにH市にあった同

社E訓練所に入所して1か月間ぐらい訓練を受けた。」旨陳述していることから判断すると、当該期間は船舶に乗船していない期間であり、当時の船員保険法が適用されない期間であることが確認できる。

また、B社及びA組織は既に解散しており、当時の事業主も死亡しているため、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。